

議案第 7 3 号

おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する
条例について

おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例（平成 1 8 年おいらせ
町条例第 4 1 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 3 0 年 1 2 月 6 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

青森県人事委員会勧告に準じて行う一般職の勤勉手当支給割合の改正に伴い、県の取り扱いに準じて、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改めるため提案するものである。

おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の165」を「100分の170」に改める。

第2条 おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の117.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の132.5」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の160」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のおいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のおいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。